

「共同養育を支えるために」

「共同養育」という言葉を知っていますか？

現在、日本では離婚をすると、単独親権となります。そのため、親権を失った側の親は、子供に会いにくくなってしまっている現状があります。

最近、数多くの痛ましい事件が起こり、外務省、法務省等で、「貧困問題」「虐待」問題の解決策の一つとして、離婚後も父母が「共同養育」出来るようにしようという検討がなされています。

このような状況を踏まえ、現在、面会交流支援に関わる方々から、「共同養育」に向けて、親として、支援者として、出来る事を一緒に考えませんか？

日時：2019年8月25日（日）

13：00～17：00

**場所：NPO法人 自立生活支援センターさっぽろ
札幌市白石区南郷13丁目南3
南郷シティーハウス1階**

参加費：2500円（当日受付にて） 定員：30名

講師：ほりい綜合法律事務所 代表弁護士 堀井 雄三 先生

「子の監護に関わる現状から考える今後の共同養育支援」

講師：一般社団法人アイエムアイ 理事長 北川 仁美 先生

「共同養育における第三者機関の役割」

講師：一般社団法人びじっと 代表

面会交流普及推進あいぼりーりぼん協会 代表

両親の離婚を経験する子どもたちの遊び場 結 主催 古市 理奈 先生

「DV・児童虐待と共同養育～面会交流支援の現場から～」

申し込み y-sasaki@oyakonet.org (佐々木)
kick@orange.plala.or.jp (カタラン)



申し込み締め切り 8月18日（日）